

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第一章 争議の大勢

第二節 争議件数および参加人員

わが国の労働争議が、その規模においても熾烈さにおいても敗戦後に未曾有の昂揚を示し、統計面では一九四八年とくにその前半期に絶頂に達したこと、そしてその後は件数でも参加人員でも減少傾向をたどっていることは前年度の本年鑑(第二三集)に述べた通りである。それでは一九五〇年の数字はどうなっているであろうか。第181表に見られるように、年間総計(前年より繰越された争議と年間新規発生争議との合計)の数字を見ると、件数については前年のみならず、戦後最高を示した一九四八年の数字をすら凌駕しているが、参加人員については前年度の傾向をつづけて前年より更に減少していることがわかる。四八年から四九年へかけて半減以上の激落にくらべると、四九年から五〇年へかけての参加人員の減少割合はそれほどではないが、それでも一〇〇万人近くの減少が見られ、四六年の数字以下に下っている。年間発生争議だけを見るとこの変化ははるかに軽微(約二〇万人減)であるが、大体の傾向は同じである。

右のごとき件数における増加と参加人員における減少の傾向は、小規模争議の増加と争議の深刻化を推測させると共に、一般的に労働運動にとっての悪条件の一層の堆積を物語るものといえよう。

ただ争議参加人員の減少傾向については誤解を避けるために若干の説明を要する。第一に、前節にも述べた朝鮮における戦争勃発の影響がいかに大きなものであったかを忘れてはならない。月別発生争議参加人員を戦争勃発の六月までの前半期と七月以後の後半期とに分けて集計し、これを前年と比較すると第182表の通りである。この表に見られるように、争議総数では四八年前半期以後、各半期毎に減少をつづけて来た参加人員が、五〇年前半期に入ると共に逆転しているのみでなく、前期の二倍以上に増加していることが知られる。さらに作業停止に至った争議だけを見ると、五〇年前半期の参加人員は四九年の前半期とくらべて、そのいずれよりも多いのである。そして戦争の始まった後半期の参加人員の激減ぶりがいかに大きいかを知ることができる。第二に、公務員の罷業権が剥奪されていることに留意する必要がある。このことのもつ意義は、まだ公務員に罷業権の認められていた四八年前半期と五〇年の同期との罷業参加人員を比較してみれば明瞭である(第183表)。すなわち公務員の代表的なものとしての国鉄を含む陸運業と、全通を含む通信業と、官公労を含む公務及団体の三業種について比較すると、この三業種だけで両期の参加人員の差は約九〇万人に達することが知られる。したがってもし公務員の罷業権がその後も認められていたとすれば、争議参加人員は四八年後半期以後も減少するところが逆に増大していたかもしれないのである。第三に、労働争議を「争議行為を伴うもの」と「争議行為を伴わないが第三者が関与したもの」に分けて、それぞれの参加人員を前年と比較してみると、前者については五〇年の数字が四九

年に比較してかえって大きいばかりでなく、四八年を除けば他のいずれの年よりも大きいのである(第184表)。このこともまた参加人員の減少傾向ということをも単純に考えてはならないことを教えている。

次に月別に争議の推移を見ると月によって変動はかなり激しい(第201・202表)。

争議件数から見ると新規発生争議は一月の七九件から次第に増加して五月に一五八件となり、七月まで一〇〇件以上を数えたが、秋には七一八〇件台に下り、一二月に再び一三二件となった。新規発生争議に繰越争議を加えた件数では毎月大体二〇〇件から三〇〇件の間で六月の三〇七件が最大である。なお一ヵ月間の発生争議件数一五八件(五月)および発生・繰越争議件数三〇七件(六月)は、いずれも戦前戦後を通じての最高の記録であった。しかし件数においては基礎となる争議単位が不同であるから、全体の趨勢を見るには参加人員を取る方が一層適切である。

参加人員から見ると、新規発生争議においては、一万人以下の一月から九万人台の二月、さらに三七万人台の三月へと激増を示し、四、五月は二〇万台であったが、六月から一〇万人以下に落ちて減退をつづけ、九月に最低の二万人となってから再び増大に転じ一二月には二一万人になっている。繰越争議を加えた総参加人員についても大体の傾向は同じで、最高は四月の一二七万人、最低は九月の七八万人である。なお比較的低調であった秋においても、件数の方はそれほど大きな減少を示していないのは、一般に争議が小規模化したことを物語っている。

以上に見たごとく、争議件数においても参加人員においても一九五〇年の争議の山はいわゆる三月攻勢を中心とする春であり、それにつづいて年末であったということが出来る。このような争議の波の型は戦後日本の争議の季節的変動に特徴的なものがあって、六一八月の夏にピークをもった一九三〇年(昭和五年)以前の争議、四一五月の春にピークをもった戦時中の争議と比較して興味深い(第185表参照)。

しかし同じ戦後でも、一年を前半後半の二期に分けて両者の比率を見ると、四六一四七年には後半期の方が争議参加人員が多くなっているのに対して、四八年以降はむしろ前半期の方が多く、四八一四九年は後半期が前半期の半分という急減を示している。本五〇年も同じ傾向にあって、後半期は前半期の半分以下になっている。その理由はすでに述べた通りである。

最後に作業停止労働争議による損失労働延日数の推移を見ると第186表の通りであって、五〇年三月の三八三万日は飛びぬけて大きく従来の記録たる四六年一〇月の二四一万日、四八年三月の二一三万日、四九年五月の二三四万日をもはるかに上廻る数字であって三月攻勢の深刻な意義を証明するものといえよう。

(注)労働損失日数とは作業停止労働争議(同盟罷業および工場閉鎖)が行われた期間に実際に作業の損失となった延日数の合計である。それには直接的損失と間接的損失の両者を含み、一部労働者の罷業のため他の労働者が作業しえぬ場合は後者に含まれる。しかし停電ストによる一般工場の作業停止のごときは含まれていない。

計算方法は、直接、間接をとわず短期間の作業停止争議の場合は作業停止を行った労働者の延人員をとり、長期の場合は作業停止人員に可能労働日数を乗じて計算する。従来は七日以上継続するときは一律に七日につき一日を差引いて日数を計算していたが、本年から可能労働日数をもって計算することになった。可能労働日数とは暦日の日数から、その事業所において実際に休日と定めた日を差引いた日数である。ただし四時間未満の罷業は含まれず、また一日のうち四時間以上の罷業はすべて一日として計算されている。

日本労働年鑑 第24集 1952年版
発行 1951年10月30日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
